



御 監 第 28 号
令和7年8月 18 日

御前崎市長 下 村 勝 様

御前崎市監査委員 増 田 正 行
御前崎市監査委員 櫻 井 勝

令和6年度 御前崎市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和6年度の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

令和6年度 御前崎市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年7月29日から令和7年8月1日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

単位：(%)

	健全化判断比率	令和4年度	令和5年度	令和6年度	早期健全化基準
①	実質赤字比率	—	—	—	13.52
②	連結実質赤字比率	—	—	—	18.52
③	実質公債費比率	0.1	1.0	2.2	25.0
④	将来負担比率	—	—	—	350.0

※早期健全化基準は、令和6年度の基準

5 意見

令和6年度の決算数値に基づき算定された健全化判断比率は、全ての指標において国が示す「早期健全化基準」の範囲内であった。

しかし、実質公債費比率が今後上昇することが見込まれるため、引き続き持続可能な財政運営のため予算編成における市債発行額の上限の設定や、地方交付税措置のある事業に優先的に市債を充当するなどの公債費負担の軽減及び歳出削減に取り組まれ、財政調整基金に依存することのない健全な財政運営に努めるよう要望する。



御 監 第 29 号
令和7年8月 18 日

御前崎市長 下 村 勝 様

御前崎市監査委員 増 田 正 行
御前崎市監査委員 櫻 井 勝

令和6年度 御前崎市経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和6年度の公営企業資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

令和6年度 御前崎市経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・ 水道事業会計
- ・ 下水道事業会計
- ・ 病院事業会計
- ・ 工業団地建設事業特別会計

2 審査の期間

令和7年7月29日から令和7年8月1日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

単位：(%)

	会 計 名	比 率 名	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	経営健全化基準※
①	水道事業会計	資金不足比率	—	—	—	20.0
②	下水道事業会計	資金不足比率	—	—	—	20.0
③	病院事業会計	資金不足比率	—	—	—	20.0
④	工業団地建設事業特別会計	資金不足比率	—	—	—	20.0

※財政健全化法施行令第19条

5 意見

各会計について、令和6年度の決算数値に基づき算定された資金不足比率は、いずれも資金不足が生じていない結果となった。

しかし、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の3会計は一般会計からの繰入金に大きく依存している状況であり、一般会計に依存しない地方公営企業法に定める経営の基本原則に基づく経営が出来るようあり方の見直しを要望する。